

公示送達書

公告第 30 号

公

示告

下記の者に係る令和6年度国民健康保険税第2期から第4期、随時期分及び町県民税第3期分督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和6年12月26日



一宮町長 馬淵 昌也

記

住 所	氏 名	備 考
一宮町東浪見4967番地2	池田 大樹	
一宮町東浪見7439番地7	SUNRISE B棟2号 齊藤 梓	
一宮町東浪見159番地8	雨宮 権	
インドネシア	TEGUH RIYADI	
インドネシア	AHMAD FATONI	
タイ	KHIN AYE LWIN	
ベトナム	PHAN CONG THANH	

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があつたものとみなされます。